東京大学入試監理委員会規則

昭和４５年１０月２０日
評議会可決
沿革

（設置）

第１条　東京大学に、東京大学基本組織規則（平成１６年４月１日東大規則第１号。以下「基本組織規則」という。）第１９条の規定に基づく全学委員会として、学士課程初年次への入学試験（以下「入試」という。）に関する事項を総括して処理するため、入試監理委員会を置く。

（任務）

第２条　入試監理委員会は、次の各号に掲げる任務を行う。

(1)　入試の学力検査実施教科・科目等及び入学者選抜要項の審議
(2)　入試の出題・採点に関する基本方針及び出題・採点委員の決定
(3)　入試の実施に関する重要事項の審議又は決定
(4)　入試の合否判定の審議
(5)　その他入試に関する重要事項

（組織）

第３条　入試監理委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

２　委員長は、総長をもって充てる。

３　委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

４　副委員長は、第６項第１号の委員のうち委員長が指名する者及び第６項第２号の委員をもって充てる。

５　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する副委員長が、その職務を代理する。

６　委員は、次の各号に掲げる者に総長が委嘱する。

(1)　総長が指名する副学長
(2)　教養学部長
(3)　文学部長
(4)　理学部長
(5)　総長が指名する学部長、研究科長又は研究所長
(6)　高大接続研究開発センター長

（任期）

第３条の２　前条第６項第１号及び第５号に掲げる委員の任期は、１年とする。ただし、再任を妨げない。

２　前項の委員が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（臨時委員等）

第４条　入試監理委員会は、必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

２　入試監理委員会は、必要があるときは、関係者の出席を求めることができる。

（入試に関する各種委員会の設置）

第５条　入試監理委員会は、その総括の下に、次の各号に掲げる委員会を置く。

(1)　入試制度委員会
(2)　入試実施委員会
(3)　入試教科委員会
(4)　推薦入試委員会

(5)　外国学校卒業学生等入学選考委員会
(6)　College of Design 入学選考委員会
２　前項のほか、必要に応じ、入試に関する各種の委員会を置くことができる。
３　前２項に規定する委員会の任務、組織及び運営については、入試監理委員会が別に定める。
４　第１項及び第２項に規定する委員会の委員は、総長が委嘱する。
（庶務）
第６条　入試監理委員会の庶務は、本部入試課において処理する。
２　前条第１項及び第２項に規定する委員会の庶務は、入試監理委員会の定めるところにより処理する。
（補則）
第７条　この規則に定めるもののほか、入試監理委員会の運営に関し必要な事項は、入試監理委員会の定めるところによる。
２　入試監理委員会は、基本組織規則第２４条第２項第１号に定める学生の入学に関する事項に関して、同条にいう学部の教授会とみなす。

附　則
１　この規則は、平成１２年４月１８日から施行する。ただし、改正後の東京大学入試監理委員会規則第５条第１項第４号の規定及び附則第２項の規定は、平成１３年４月１日から施行する。
２　東京大学入試制度委員会規則（昭和５６年６月２３日評議会制定）は、廃止する。
附　則
この規則は、平成１６年９月７日から施行する。
附　則
この規則は、平成１９年７月１日から施行する。
附　則
この規則は、平成２２年４月１日から施行する。
附　則
この規則は、平成２３年１１月２９日から施行する。
附　則
この規則は、平成２７年４月１日から施行する。
附　則（平成２９年１月３０日東大規則第４２号）
この規則は、平成２９年５月１日から施行する。
附　則（平成２９年４月２７日東大規則第３号）
この規則は、平成２９年５月１日から施行する。
附　則
この規則は、令和７年７月１日から施行する。
附　則
この規則は、令和８年７月１日から施行する。

沿革

東京大学入試監理委員会規則

体系情報

□第１編　組織及び運営
　▽第２章　プロボストオフィス、CFO オフィス及び委員会等
　　○第２節　委員会等

沿革情報

◆昭和４５年１０月２０日　評議会可決
◇昭和４８年０４月１７日
◇昭和６１年０４月２２日
◇平成０１年０４月０１日
◇平成０５年０９月２１日
◇平成０８年０５月２１日
◇平成１２年０４月１８日
◇平成１６年０９月０７日
◇平成１９年０７月０１日
◇平成２２年０３月３０日
◇平成２３年１１月２９日
◇平成２７年０１月２９日
◇平成２９年０１月３０日
◇平成２９年０４月２７日
◇令和０７年０６月２６日
◇令和０８年０６月２５日